

(参考)令和3年度末時点のPCB廃棄物の保管等の状況及び4年度末時点への変化量

参考表1-1 PCB廃棄物の保管状況(令和4年3月31日現在)

廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	保管量	事業所数	保管量	事業所数	保管量
変圧器(トランス)	76	約360台	11,686	約35,000台	523	約1,300台
コンデンサー(3kg以上)	2,464	約7,000台	4,453	約17,000台	530	約2,400台
コンデンサー(3kg未満)	992	約440,000台	1,686	約73,000台	213	約16,000台
柱上変圧器(柱上トランス)	-	-台	186	約97,000台	11	32台
安定器	4,751	約820,000個	-	-個	824	約69,000個
PCBを含む油	174	約100トン	1,683	約8,300トン	40	約10トン
感圧複写紙	11	約3トン	51	約360トン	0	0トン
ウエス	315	約99トン	1,019	約180トン	49	約5トン
OFケーブル	-	-トン	53	約1,100トン	0	0トン
汚泥	35	約150トン	178	約17,000トン	16	約240トン
塗膜	4	約3トン	467	約1,400トン	4	約0.21トン
その他の機器	103	約18,000台	2,368	約13,000台	110	約320台
その他	605	約630トン	2,850	約9,400トン	143	約65トン

参考表1-2 令和3年度末から4年度末時点にかけての保管量の変化量

廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	保管量	事業所数	保管量	事業所数	保管量
変圧器(トランス)	▼29	▼約120台	▼1739	▼約6,000台	▼74	約10台
コンデンサー(3kg以上)	▼1608	▼約4,800台	▼597	▼約2,000台	▼101	▼約1,300台
コンデンサー(3kg未満)	▼339	▼約220,000台	▼126	約12,000台	▼30	▼約4,000台
柱上変圧器(柱上トランス)	-	-台	▼30	▼約18,000台	0	▼14台
安定器	▼2287	▼約440,000個	-	-個	▼37	▼約28,000個
PCBを含む油	▼95	▼約40トン	▼214	約37,000トン	▼5	▼約3トン
感圧複写紙	▼8	▼約1トン	▼26	▼約310トン	0	0トン
ウエス	▼153	▼約88トン	▼146	▼約30トン	▼6	▼約3トン
OFケーブル	-	-トン	▼14	約100トン	0	0トン
汚泥	▼19	▼約78トン	▼24	約1,000トン	▼6	▼約50トン
塗膜	▼1	0トン	51	約100トン	3	約3.8トン
その他の機器	▼43	▼約12,000台	▼334	約1,000台	▼6	▼約100台
その他	▼293	▼約430トン	▼253	約600トン	▼40	約210トン

○表1-1及び表1-2において、ドラム缶等各種容器にまとめて保管又は使用している場合など、変圧器等(「変圧器(トランス)」、「コンデンサー(3kg以上)」、「コンデンサー(3kg未満)」、「柱上変圧器(柱上トランス)」、「安定器」、「その他の機器」)が台数又は個数で計上できないもの、変圧器等以外で重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。

○OPCB等(「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「OFケーブル」、「汚泥」、「塗膜」)については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、1ℓ=1kgとして重量に換算して集計した。

○届出時に台数の情報がなく重量等の情報が記載されている場合、以下の通り廃棄物・製品の種類に応じ仮定をおいて集計した。

- ・「変圧器(トランス)」は、1,600kgを1台
- ・「コンデンサー(3kg未満)」は、0.26kg又は0.28ℓ、0.002缶をそれぞれ1台
- ・「コンデンサー(3kg以上)」は、54kgを1台
- ・「安定器」は、2.8kg又は1.9ℓ、0.01缶をそれぞれ1個

○「その他の機器」とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。

○「その他」は、「その他の機器」等を含む全ての廃棄物・製品の種類に分類できない物、又は複合汚染物である。

○電気事業法で定める使用中電気工作物については、PCB特措法の適用範囲ではない。但し、届出がある場合、既存のデータが存在する場合は集計した。使用中電気工作物の中で特に柱上変圧器については、複数の事業所から重複して届け出られるため、電力会社に重複分を削除した値を確認の上、集計した。なお、一部事業者においては、低濃度柱上変圧器を所有しているが、使用中のため、届出不要の措置が取られている。

○令和3年度末まで「低濃度PCB安定器」で計上されている安定器は微量PCB含有疑いの安定器を指すため、濃度不明に再分類することとした。

○保管終了等の理由で処理が進んだ1事業所あたりに機器の台数(重量)に対し、新規保管となった1事業所あたりに機器の台数(重量)が多くなったことで、事業所数が減少しているが、保管量に変化していない(保管量が小さい)場合がある。また、保管が終了した事業所と新規保管があった事業所の数が同じで、事業所の処理量が新規保管量を上回ったため、事業所数の変化はないが保管量が減少している場合がある。

参考表2-1 PCB使用製品の所有状況(令和4年3月31日現在)

製 品 の 種 類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	所有量	事業所数	所有量	事業所数	所有量
変 圧 器 (ト ラ ン ス)	13	16 台	9,856	約 40,000 台	1,249	約 3,200 台
コ ン デ ン サ ー (3 k g 以 上)	132	約 440 台	1,012	約 5,500 台	1,621	約 3,300 台
コ ン デ ン サ ー (3 k g 未 満)	51	約 4,500 台	335	約 5,500 台	142	約 1,800 台
柱 上 変 圧 器 (柱 上 ト ラ ン ス)	-	- 台	88	約 4,300 台	7	8 台
安 定 器	587	約 22,000 個	-	- 個	101	約 2,000 個
P C B を 含 む 油	7	約 0.003 トン	100	約 210 トン	4	約 0.35 トン
感 圧 複 写 紙	1	約 0.12 トン	0	0 トン	0	0 トン
ウ エ ス	2	約 0.12 トン	1	約 0.0001 トン	0	0 トン
O F ケ ー ブ ル	-	- トン	70	約 330 トン	0	0 トン
汚 泥	0	0 トン	2	約 0.00006 トン	0	0 トン
塗 膜	0	0 トン	242	約 810 トン	3	0 トン
そ の 他 の 機 器	8	46 台	1,229	約 6,200 台	149	約 580 台
そ の 他	12	約 2 トン	346	約 5,800 トン	34	約 2 トン

参考表2-2 令和3年度末から4年度末時点にかけての所有量の変化量

製 品 の 種 類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	所有量	事業所数	所有量	事業所数	所有量
変 圧 器 (ト ラ ン ス)	▼1	3 台	▼1120	▼約 10,000 台	▼226	▼約 600 台
コ ン デ ン サ ー (3 k g 以 上)	▼55	▼約 120 台	▼73	約 300 台	▼107	▼約 200 台
コ ン デ ン サ ー (3 k g 未 満)	▼37	▼約 1,100 台	▼25	0 台	▼8	▼約 500 台
柱 上 変 圧 器 (柱 上 ト ラ ン ス)	-	- 台	▼10	▼約 2,200 台	▼2	6 台
安 定 器	▼345	▼約 13,000 個	-	- 個	▼47	▼約 1,000 個
P C B を 含 む 油	▼3	▼0.0025 トン	5	0 トン	▼1	▼約 0.02 トン
感 圧 複 写 紙	▼1	▼0.12 トン	0	0 トン	0	0 トン
ウ エ ス	▼2	▼0.12 トン	1	0 トン	0	0 トン
O F ケ ー ブ ル	-	- トン	▼6	0 トン	0	0 トン
汚 泥	0	0 トン	0	0 トン	0	0 トン
塗 膜	0	0 トン	56	約 80 トン	▼1	0 トン
そ の 他 の 機 器	▼4	▼4 台	▼131	▼約 600 台	0	▼約 50 台
そ の 他	▼6	▼約 1.4 トン	2	▼約 800 トン	6	▼約 1 トン

○表2-1及び表2-2において、ドラム缶等各種容器にまとめて保管又は使用している場合など、変圧器等(「変圧器(トランス)」、「コンデンサー(3kg以上)」、「コンデンサー(3kg未満)」、「柱上変圧器(柱上トランス)」、「安定器」、「その他の機器」)が台数又は個数で計上できないもの、変圧器等以外で重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。

○PCB等(「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「OFケーブル」、「汚泥」、「塗膜」)については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、1ℓ=1kgとして重量に換算して集計した。

○届出時に台数の情報がなく重量等の情報が記載されている場合、以下の通り廃棄物・製品の種類に応じ仮定をおいて集計した。

- ・「変圧器(トランス)」は、1,600kgを1台
- ・「コンデンサー(3kg未満)」は、0.26kg又は0.28ℓ、0.002缶をそれぞれ1台
- ・「コンデンサー(3kg以上)」は、54kgを1台
- ・「安定器」は、2.8kg又は1.9ℓ、0.01缶をそれぞれ1個

○「その他の機器」とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。

○「その他」は、「その他の機器」等を含む全ての廃棄物・製品の種類に分類できない物、又は複合汚染物である。

○電気事業法で定める使用中電気工作物については、PCB特措法の適用範囲ではない。但し、届出がある場合、既存のデータが存在する場合は集計した。使用中電気工作物の中で特に柱上変圧器については、複数の事業所から重複して届け出られるため、電力会社に重複分を削除した値を確認の上、集計した。なお、一部事業者においては、低濃度柱上変圧器を所有しているが、使用中のため届出不要の措置が取られている。

○保管終了等の理由で処理が進んだ事業所あたりに機器の台数(重量)に対し、新規保管となった事業所あたりの機器の台数(重量)が多くなったことで、事業所数が減少しているが、保管量に変化していない(保管量小さい)場合がある。また、保管が終了した事業所と新規保管があった事業所の数が同じで、事業所の処理量が新規保管を上回ったため、事業所数の変化はないが保管量が減少している場合がある。